

尾張旭市外部公益通報に関する要綱

尾張旭市公益通報（外部の労働者からの通報）処理要綱（平成18年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に取り扱うため、公益通報への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に規定する者をいう。ただし、尾張旭市職員等公益通報処理要綱第2条第2号に規定する職員等を除く。
- (2) 外部公益通報 外部の労働者等が尾張旭市の機関に対して行う法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 主管課 通報対象事実に関する処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）に係る事務を所掌する課、室等をいう。

（組織体制）

第3条 外部公益通報及び外部公益通報に関する相談（以下「外部公益通報等」という。）への対応に関する責任者は、市民生活部長をもって充てる。

2 外部公益通報等を一元的に取り扱う窓口（以下「通報窓口」という。）を市民生活部産業課に置く。

（外部公益通報等の受付等）

第4条 通報窓口は、外部の労働者等からの次に掲げる事実についての外部公益通報等を受け付ける。

- (1) 通報対象事実
- (2) 前号に定めるもののほか、法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

2 通報窓口は、前項の外部公益通報等を受け付けたときは、当該外部公益通

報等を行った者（以下「通報者」という。）に対し、当該外部公益通報等への対応に必要な事項を確認し、外部公益通報等受付書（第1号様式）に所定の事項を記載するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

3 通報窓口は、第1項の外部公益通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が望まない場合、匿名等であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 当該外部公益通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護されること。

(3) 通報受付後の手続の流れに関すること。

4 通報窓口は、第1項の外部公益通報等について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するときは、当該他の行政機関を通報者に対して教示するものとする。

5 通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、直ちに主管課に当該外部公益通報を引き継ぐものとする。

（受理又は不受理の通知）

第5条 主管課は、前条第5項により引き継いだ外部公益通報が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、正当な理由がある場合を除き、当該外部公益通報を受理するものとする。

(1) 通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

(2) 通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面があること。

ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 当該通報対象事実の内容

ウ 当該通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると思料する理由

エ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置を講じべきと思料する理由

2 当該外部公益通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼすおそれが認められる場合には、柔軟に対応するものとする。

3 主管課は、当該外部公益通報を受理したときは外部公益通報受理通知書（第2号様式）により受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付

けることを含む。)は外部公益通報不受理通知書(第3号様式)により受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(調査の実施)

第6条 主管課は、前条第1項の規定により受理した外部公益通報について、必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、当該外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報情報を保護するため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

3 主管課は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について通報者に対し適宜通知するとともに、調査を終了したときは、その結果を速やかに取りまとめ、外部公益通報調査結果通知書(第4号様式)により、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(受理後の教示)

第7条 主管課は、外部公益通報の受理後に、当該外部公益通報の内容が、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該権限を有する他の行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第8条 主管課は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

2 主管課は、前項の措置を講じたときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、外部公益通報措置実施通知書(第5号様式)により、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第9条 外部公益通報等への対応に関与した職員(外部公益通報等への対応に付随する職務等を通じて外部公益通報等に関する秘密を知り得た者を含む。次項において同じ。)は、外部公益通報等に関する秘密を漏らしてはならな

い。

2 外部公益通報等への対応に関与した職員は、当該対応において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利益相反関係の排除)

第10条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている通報対象事実に係る外部公益通報等への対応に関与してはならない。

(協力義務等)

第11条 主管課は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にもある場合には、当該行政機関と連携して調査を行い、措置を講じる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(記録等の管理)

第12条 通報窓口及び主管課は、外部公益通報等の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

外部公益通報等受付書

通報年月日			
通報者氏名		通報者連絡先	
通報者住所			
対象事業者名		事業者連絡先	
事業者所在地			
対象事業者との関係	<input type="checkbox"/> 社員（パート・アルバイトを含む。） （部署 役職 ） <input type="checkbox"/> 事業者を派遣先とする派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先の労働者（取引関係社名 部署 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
希望する連絡方法	連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他（ ） 連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
件名			
通報対象事実の概要	<input type="checkbox"/> 生じている <input type="checkbox"/> 生じようとしている <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	日時		
	場所		
	内容		
	対象となる法令違反等		
	知るに至った経緯		
	法令違反等になる理由		
	特記事項		
根拠資料	<input type="checkbox"/> あり（資料名 ） <input type="checkbox"/> なし		
通知希望の有無	・受理・不受理の通知（希望する・希望しない） ・調査結果・措置実施の通知（希望する・希望しない）		
備考			

様

尾張旭市長

外部公益通報受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた通報は、年 月 日付けで外部公益通報として受理することを決定し、通報対象事実について調査を開始しましたので、尾張旭市外部公益通報に関する要綱第5条の規定により通知します。

なお、調査及び結果通知については、下記の主管課が行いますので、御承知おきください。

記

本外部公益通報に係る主管課
尾張旭市 部 課 係

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

外部公益通報不受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた通報は、下記の理由により外部公益通報とは認められないため、不受理とすることを決定しましたので、尾張旭市外部公益通報に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

不受理の理由

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

外部公益通報調査結果通知書

年 月 日付け第 号で受理をした外部公益通報について、調査結果は下記のとおりとなりましたので、尾張旭市外部公益通報に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

通報内容	
調査結果	
特記事項	

様

尾張旭市長

外部公益通報措置実施通知書

年 月 日付け第 号で受理をした外部公益通報について、下記のとおり措置しましたので、尾張旭市外部公益通報に関する要綱第8条の規定により通知します。

記

通報内容	
措置日	年 月 日
措置内容	
特記事項	